

くり やま ちょう  
栗山町

しょう ふく し  
障がい、福祉  
ガイドブック



# もくじ

障害者差別解消法とは	1
------------	---

障害者虐待防止法とは	2
------------	---

障がいに関するマーク	3
------------	---

相談窓口等	4
-------	---

障がい者手帳	8
--------	---

- 身体障害者手帳…………… 8
- 療育手帳…………… 9
- 精神障害者保健福祉手帳…………… 10

医療費助成	11
-------	----

- 自立支援医療制度…………… 11
- 重度心身障害者医療費助成制度…………… 12
- 特定医療費（指定難病）助成制度…………… 12
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度…………… 12

手当・年金	13
-------	----

- 特別障害者手当…………… 13
- 障害児福祉手当…………… 13
- 特別児童扶養手当…………… 13
- 障害年金…………… 14

障がい福祉サービス等	15
------------	----

- サービスの申請から利用までの流れ…………… 15
- サービスの種類…………… 16
- 地域生活支援事業…………… 17

障がい福祉サービス事業所一覧	18
----------------	----

生活支援用具	23
--------	----

- 補装具の購入・修理について…………… 23
- 日常生活用具給付事業…………… 25

自動車・交通	26
--------	----

- 有料道路通行料金の割引…………… 26
- 福祉ハイヤー利用料金助成…………… 26
- 精神障がい者通所交通費助成…………… 27
- 特定疾患患者等通院費助成…………… 27
- 自動車改造費助成…………… 28
- 自動車運転免許取得費助成…………… 28
- 交通機関の運賃割引…………… 29
- 駐車禁止等除外指定車標章…………… 29

税・使用料の減免	30
----------	----

- 税金の控除・減免…………… 30
- NHK放送受信料の減免…………… 31
- 携帯電話の割引…………… 31

障がい者団体	32
--------	----

子どもが受けられるサービス	34
---------------	----

- サービスの申請から利用までの流れ…………… 34
- サービスの種類…………… 35
- （事業所一覧）…………… 36
- 子ども発達・療育支援事業…………… 37
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成…………… 37

その他の支援	38
--------	----

- 手話通訳者の派遣…………… 38
- 遠隔手話通訳サービス…………… 38
- 町指定ごみ袋の配付…………… 38
- 緊急通報装置設置事業…………… 39
- 障がい者除雪費用助成事業…………… 39

# 障害者差別解消法とは

障害者差別解消法は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障がいを理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

■ 障がいのある方への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「社会的障壁に対する合理的配慮」を提供しなければなりません。

## 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由がないのに、障がいがあるというだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりする差別を禁止します。

## 合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときには、社会的障壁を取り除く「合理的配慮」をしなければなりません。

## 「社会的障壁」とは？

社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる次のような事物、制度、慣行、観念のことで合理的配慮が必要です。

- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ 観念（障がいのある人への偏見など）

## 「合理的配慮」の好ましい例



視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。

聴覚過敏で周囲の音が気になる人に別室で試験が受けられるようにする。



# しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法とは

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょう ひと ぎゃくたい ぼうし  
障害者虐待防止法は、障がいのある人への虐待を防止するとともに、  
ぎゃくたい う ひと じりつ たす しょう ひと ささ かぞく  
虐待を受けた人の自立を助けることや障がいのある人を支える家族など  
ふたん へ もくてき ほうりつ しょう ひと ひと  
の負担を減らすことを目的とした法律です。ここでいう障がいのある人  
には、しょうがいしゃてちょうしょじ ひと ぶく  
には、障がい者手帳を所持していない人も含まれます。

## しょうがいしゃぎゃくたい れい 障がい者虐待の例

### ① 身体的虐待

れい かい しょう ひと ぎゃくたい ぼうし  
(例) たたかれる、けられる、物でなぐられる など



### ② 性的虐待

れい からだ はだか しょう しん  
(例) 体をさわられる、裸の写真をとられる など



### ③ 心理的虐待

れい しん り てきぎゃくたい  
(例) どなられる、他の人の前でバカにされる など



### ④ 放置・放棄 (ネグレクト)

れい ふうろ しょく た  
(例) お風呂に入らせてもらえない、ごはんを食べさせて  
もらえない、無視される など



### ⑤ 経済的虐待

れい かね かつて つか  
(例) お金をとられる、勝手に使われる など

## つうほうぎむ 通報義務

しょうがいしゃぎゃくたい う おも しょうがいしゃ  
障がい者虐待を受けたと思われる障がい者  
はっけん ひと すみ しょうぞん と  
を発見した人は「速やかに市町村（または都  
どう ふうけん づうほう  
道府県）に通報しなければならない」という  
ぎむ ぎだ  
義務が定められています。

## つうほう そうだんまどぐち 通報・相談窓口

ふくしか ふくし こそだ  
福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

ほっかいどうしょう しゃけんりょうこ  
北海道障がい者権利擁護センター  
TEL：011-231-8617

# しょう かん 障がいに関するマーク

## ●ヘルプマーク



びょうき しょう にんしんしょ き そと み  
病気や障がい、妊娠初期などで、外から見た  
けではわかりにくい困りごとを抱えている方が  
つか つか つか つか  
使うマークです。たとえば、電車の中で席をゆ  
ずってほしい時などに役立ちます。見かけた時  
は「何かお手伝いできますか？」と声をかける  
など、やさしい対応をお願いします。

## しょうがいしゃ こくさい ●障害者のための国際シンボルマーク



しょう かた り よう し せつ ぼ しょ  
障がいのある方が利用しやすい施設や場所（バ  
リアフリー設備が整ったトイレ、エレベーター、  
ちゅうしゃじょう せ かいきょうつう  
駐車場など）であることを示すための世界共通  
のマークです。車いすを利用する方に限定され  
るものではありません。

## しん たいしょうがいしゃ ひょうしき しん たいしょうがいしゃ ●身体障害者標識（身体障害者マーク）



て あし しょう したい ふ じ ゆう かた うん  
手足の障がいなど、肢体に不自由がある方が運  
転する車に表示するマークです。このマークが  
ついた車に対しては、他の運転者が幅寄せや割  
り込みをすることが禁止されています。見かけ  
たら、やさしい運転を心掛けましょう。

## けん ●ほじょ犬マーク



め み かた もう どうけん からだ  
目の見えない方をサポートする「盲導犬」、体の  
うご たく たす かいじょけん みみ き かた  
動きを助ける「介助犬」、耳が聞こえにくい方に  
おと し ちょうどうけん  
音を知らせる「聴導犬」——これらをあわせて  
「ほじょ犬」と呼びます。公共施設や交通機関、  
おみせ せい い ほうりつ ぎ む  
店などでは、受け入れが法律で義務づけられ  
ています。「ほじょ犬」はとてもよく訓練され  
ているため、吠えたり噛んだりすることはあり  
ません。見かけても声をかけず、そっと見守  
るのがマナーです。

しょうがいしゃ じやうたいぼうしほうしほうとは しょうがいに関するマーク

しょう かん そう だん  
障がいに関する相談

しょう しゃ そう だん かい  
くりやま障がい者よろず相談会

と あ さき  
問い合わせ先

みなみそら ち ち いきせいかつ し えん  
南空知地域生活支援センターりら  
TEL：080-1979-8843

しょう かの かた か そく しょう かん にちじょうせいかつ こま  
障がいのある方やそのご家族が、障がいに関する日常生活の困りごとについ  
て、気軽(きがる)に相談(そうだん)できる場(ば)です。専門(せんもん)の相談員(そうだんいん)が対応(たいおう)し、必要(ひつよう)な情報提供(じょうほうていきょう)や関係(かんけい)  
機関(きかん)へのつなぎ(おこな)などを行います。

たいしょうしゃ  
◆対象者◆

くり やまちょう す しょう かの かた か そく  
栗山町(くりやまちょう)にお住まい(す)の障がい(しょうがい)のある方(かた)、またはそのご家族(かそく)

おも そうだん ないよう  
◆主な相談内容◆

ふくし かん にちじょうせい かつ ぜんばん かん びょういん じゅしん かん  
福祉サービス(ふくし)に関すること(かん)、日常生活全般(にちじょうせい かつ ぜんばん)に関すること(かん)、病院(びょういん)の受診(じゅしん)に関する  
こと(かん)、親(おや)亡(な)き後(ご)の不安(ふあん) など

たいおう じ かん  
◆対応時間◆

らい しょ そう だん だい だい すいよう  
来 所 相 談：第2・第4水曜 13：00～16：00

ねんまつねんし しゅくさいじつ ほん のぞ  
※年末年始(ねんまつねんし)、祝祭日(しゅくさいじつ)、お盆(ほん)を除く

ぼ しょ くりやまちょう しょうごう ぶくし かい  
場所(ぼしょ)：栗山町総合福祉センター「しゃるる」2階(かい)

ほうもん でんわ そうだん げつよう きんよう  
訪問・電話相談(ほうもん でんわ そうだん)：月曜～金曜(げつよう きんよう) 13：00～16：00

ねんまつねんし しゅくさいじつ ほん のぞ  
※年末年始(ねんまつねんし)、祝祭日(しゅくさいじつ)、お盆(ほん)を除く

ち いき そう だん いん しん たいしょうがいしゃ そう だん いん ち てきしょうがいしゃ そう だん いん  
地域相談員(ちいきそうだんいん) (身体障害者相談員、知的障害者相談員)

と あ さき  
問い合わせ先

ふくし か ふくし こそだ  
福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

ち いき みつちやく かつどう しょう かの かた か そく かの なや  
地域(ちいき)に密着(みつちやく)した活動(かつどう)をとおして、障がい(しょうがい)のある方(かた)やそのご家族(かそく)が抱える悩み(かのなや)、  
不安(ふあん)、困りごと(こま)などについての相談(そうだん)に対応(たいおう)します。北海道(ほっかいどう)から委嘱(いしよく)を受けて活  
動(どう)しています。

# 生活に関する相談

## そらち生活サポートセンター

問い合わせ先

TEL : 0120-279-234

MAIL : sorasapo@cmtwork.net

相談支援員が、さまざまな悩みを抱え、生活に困っている方の相談をお聞きし、解決に向けて一緒に考え、行動します。

### ◆対象者◆

栗山町にお住まいの方

### ◆主な相談内容◆

仕事のこと、借金・滞納のこと、ひきこもりのこと、家族のこと など

### ◆サポート内容◆

ご自宅・役場での面談、関係機関への同行・訪問、就労支援、弁護士相談への同行 など

### ◆対応時間◆

電話受付：月曜～金曜 9：30～17：00

※年末年始、祝祭日を除く

## 民生委員児童委員

問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ

TEL : 0123-73-2222

地域住民の生活における困りごとを解決するための相談対応や支援を行っています。担当する区域内の住民の生活状況を把握し、身近な相談相手として活動しています。

しょう しゃ しゅう ろう かん そう だん  
障がい者の就労に関する相談

そら ち しょう しゃ しゅうぎょう せい かつ し えん  
空知障がい者就業・生活支援センター「くわ」

と あ さい  
問い合わせ先

TEL : 0126-35-7763

MAIL : kuwa@dofukuji.or.jp

しょう かつ いっ ばんしゅうろう て つだ しょう かつ こ しょう  
障がいのある方の一般就労へのお手伝いや障がいのある方を雇用している、  
またはこれから雇用を考えている企業に対する支援をしています。

たいしょうしゃ  
◆対象者◆

- そら ち かん ない いっ ばんしゅうろう め ざ しょう かつ かた か ぞく  
・空知管内で一般就労を目指している障がいのある方、そのご家族
- そら ち かん ない しょう しゃ こ しょう き ぎょう  
・空知管内で障がい者雇用をしている企業

おも そうだん ない よう  
◆主な相談内容◆

しょう かつ いっ ばんしゅうろう かん こ しょう かん り じょ せい きん かん  
障がいのある方の一般就労に関する事、雇用管理、助成金に関する事など

ない よう  
◆サポート内容◆

きゅうじん しょうほう てい きょう しょく ば けん がく じっしゅう ちようせい めん せつ どうこう しゅうしょくご  
求人情報の提供、職場見学・実習の調整、面接の同行、就職後のフォロー、  
き ぎょう たい しょう しゃ こ しょう じょ げん  
企業に対する障がい者雇用についての助言 など

たい おう じ かん  
◆対応時間◆

げつ しょう きん しょう  
月曜～金曜 8 : 45～17 : 30

ねん まつ ねん し しゅくさい じつ のぞ  
※年末年始、祝祭日を除く

こう きょう しょくぎょう あん てい しょ  
ハローワーク（公共職業安定所）

と あ さい  
問い合わせ先

ゆう ばり  
ハローワークタ張

TEL : 0123-52-4411

せん もん そう だん いん し こと さが かつ む りょう し こと しょう かい しゅうしょく しょうだん おこな  
専門の相談員が仕事をお探しの方に無料で仕事の紹介や就職相談を行います。  
しょくぎょうく れん そう だん こ しょう ほ けん て つづ おこな  
職業訓練の相談や雇用保険の手続きも行っています。

しょくぎょうく れん  
◆職業訓練◆

しゅうしょく ひつ しょう ち しき む りょう まな せい ど おち こ しょう ほ けん じゅきゅう  
就職に必要な知識やスキルを無料で学べる制度です。主に雇用保険を受給  
してない方向けの「求職者支援訓練」と、受給している方向けの「公共職  
ぎょうく れん しゅるい  
業訓練」の2種類があります。パソコンスキルや介護技術など、さまざまな  
ぶん や しゅうしょく かつ どう やく だ  
分野のコースがあり、就職活動に役立てることができます。

せい しん ほ けん なんびょう かん そう だん

## 精神保健や難病などに関する相談

### ほっ かい どう いわ み ざわ ほ けん じょ 北海道岩見沢保健所

と あ さき  
問い合わせ先

TEL : 0126-20-0122

FAX : 0126-22-2514

せいしん ほ けん そう だん なんびょうたいさく じゅうみん けんこう まも かつどう おこな  
精神保健相談や難病対策など、住民の健康を守るための活動を行っています。  
なんびょう かん りょうよう そう だん かん じゃ か そく こうりゅうかい かい さい おこな  
難病に関する療養相談や患者・家族交流会の開催などを行っています。

相  
談  
窓  
口  
等

### こ せい ちよう はっ たつ かん そう だん 子どもの成長と発達に関する相談

### くり やま ちよう こ はっ たつ 栗山町子ども発達サポートセンター

と あ さき  
問い合わせ先

TEL : 0123-73-2260

おも じゅうがくまえ よう じ たいしよう うんどう おく お つ とも だち  
主に就学前の幼児を対象に、ことばや運動の遅れ、落ち着きがない、友達と  
うまく遊べないなど、発達に関する相談に応じます。

#### たい おう じ かん ◆対応時間◆

げつ よう きん よう ねん まつ ねん し しゅく さい じつ のそ  
月曜～金曜 8 : 30～17 : 00 ※年末年始、祝祭日を除く

#### ば しょ ◆場所◆

くり やま ちよう そう ごと う ふく し ない かい  
栗山町総合福祉センター「しゃるる」内 2階

### くり やま しょう がっ こう きょう しつ 栗山小学校ことばの教室

と あ さき  
問い合わせ先

TEL : 0123-72-5108

がくれい き じ どう たいしよう はったつ はつ おん あやま はな かた  
学齢期の児童を対象に、ことばの発達、発音の誤り、話し方のリズム、コミ  
ュニケーション面などで心配のあるお子さんに関する相談に応じます。

#### そう だん び ◆相談日◆

げつ よう きん よう がっ こう きゅうぎょうび のそ  
月曜～金曜 9 : 00～16 : 30 ※学校休業日を除く

#### ば しょ ◆場所◆

くり やま しょう がっ こう ない  
栗山小学校内

しん たい しょう がい しゃ て ちょう  
身体障害者手帳

と あ さき  
問い合わせ先

ふくし か ふくし こそだ  
福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

しん たい しょう がい しゃ て ちょう  
◆身体障害者手帳について

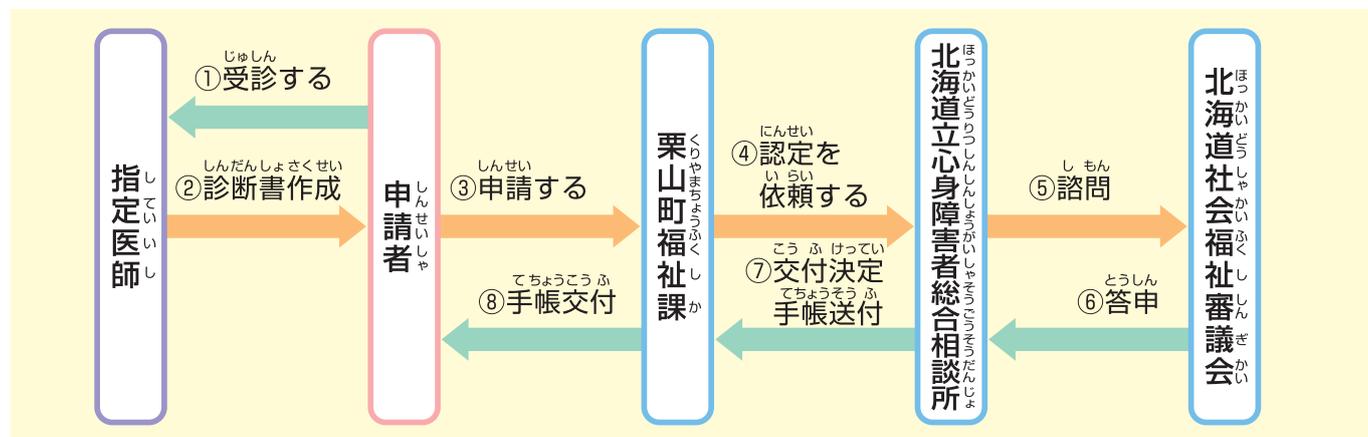
しん たい しょう がい の ある 方が、かく しゆ こう てき う 各種の公的なサービスを受けるために必要となるもの  
です。

しょう 障がいの程度により重い方から順に1級から6級までの区分があります。等級  
は、ほっ かい どう などにより指定された医師の意見を参考にしてほっ かい どう ち じ けつ てい こう  
北海道などにより指定された医師の意見を参考にして北海道知事が決定し交付  
します。て ちょう こう ぷ しん せい ひつ よう しん せい しょ しん だん しょ ふく し か  
手帳の交付には申請が必要です。申請書・診断書は福祉課にあります。  
しん だん しょ びょう いん き にゅう しん だん しょ さく せい り よう じ こ ぶ たん  
診断書は、病院で記入していただきますが、診断書作成料は、自己負担となり  
ます。

しょう しゆ へつ  
障がいの種別

- し かく しょう 視覚障がい
- ちやう かく しょう 聴覚障がい
- へい こう き のう しょう 平衡機能障がい
- おん せい げん こ しょう 音声・言語障がい
- そ しゃ く 機能障がい
- し たい ぶ じ ゆ う じ ゃう し か し たい かん う ん どう き のう 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・運動機能)
- しん ぞう き のう しょう 心臓機能障がい
- じん ぞう き のう しょう じん 臓機能障がい
- こ き ゆ う き のう しょう 呼吸器機能障がい
- ぼ う こう ・ 直 腸 機能障がい
- しょう ちやう き のう しょう 小腸機能障がい
- めん え き のう しょう 免疫機能障がい
- かん ぞう き のう しょう 肝臓機能障がい

しん たい しょう がい しゃ て ちょう こう ぷ  
◆身体障害者手帳が交付されるまで (交付まで2～3か月程度かかります)



● 再認定：しょう 障がいの程度にへん かが よ そ う 変化が予想される方に対しては、ほっ かい どう から再認定を  
う 受けるように通知がされます。

※ じゆう しょ ・ し めい しょう 住所・氏名、しょう 障がいの程度や内容等にへん ごと う 変更があった場合、て ちょう ばん しつ は 紛失・破損し  
た場合、ば あい し ぼう 死亡された場合は福祉課で手続きが必要になります。

しん せい ひつ よう  
申請に必要なもの

- しん せい しょ 申請書
- し て い い し しん だん しょ 指定医師の診断書 (書式は福祉課にあります)
- しゃ しん 写真 (たて4cm×よこ3cm、だつ ぼう じやう はん しん う つ 脱帽の上半身を写したもの。ねん い ない 1年以内のもの)
- マイナンバー

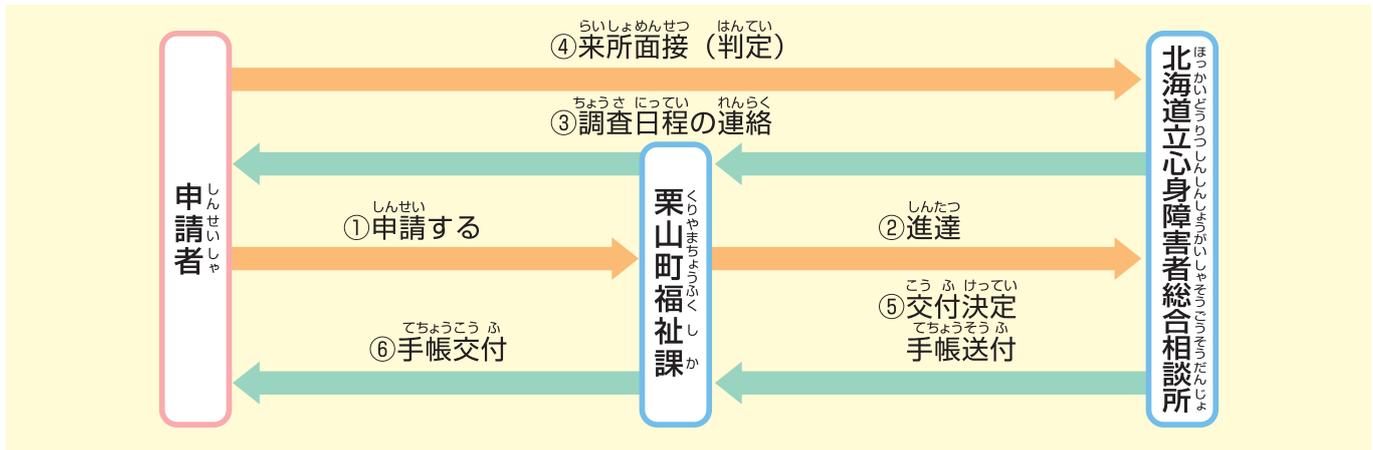
療育手帳について

知的障がいのある方が、日常生活や社会生活を送る上で必要なサポートを受けやすくするために北海道知事から交付される手帳です。障がいの程度により、A判定（最重度・重度）・B判定（中度・軽度）の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請書は福祉課にあります。18歳未満の方は、北海道岩見沢児童相談所（0126-22-1119）で判定を受けた後の申請となります。

手帳表記	A		B	
程度	最重度	重度	中度	軽度
知的指数	おおむね IQ20以下	おおむね IQ20-35	おおむね IQ35-50	おおむね IQ50-70ないし75

障がい者手帳

療育手帳が交付されるまで（交付まで2～6か月程度かかります）



※住所・氏名、障がいの程度や内容等に変更があった場合、手帳を紛失・破損した場合、死亡された場合は福祉課で手続きが必要になります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 写真（たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身を写したもの）
- マイナンバー

## せいしんしょうがいしゃ ほ けんふく し て ちょう 精神障害者保健福祉手帳

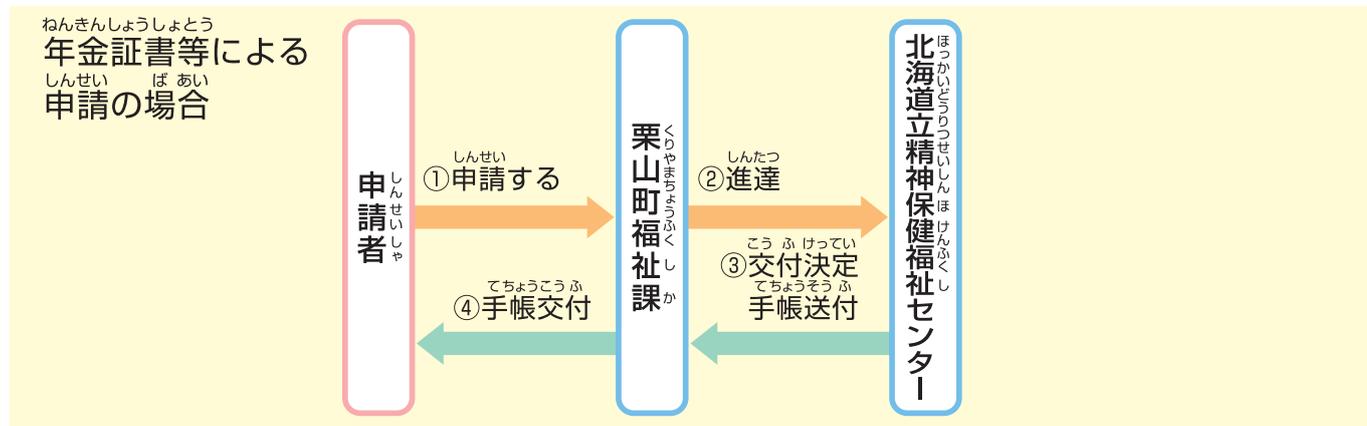
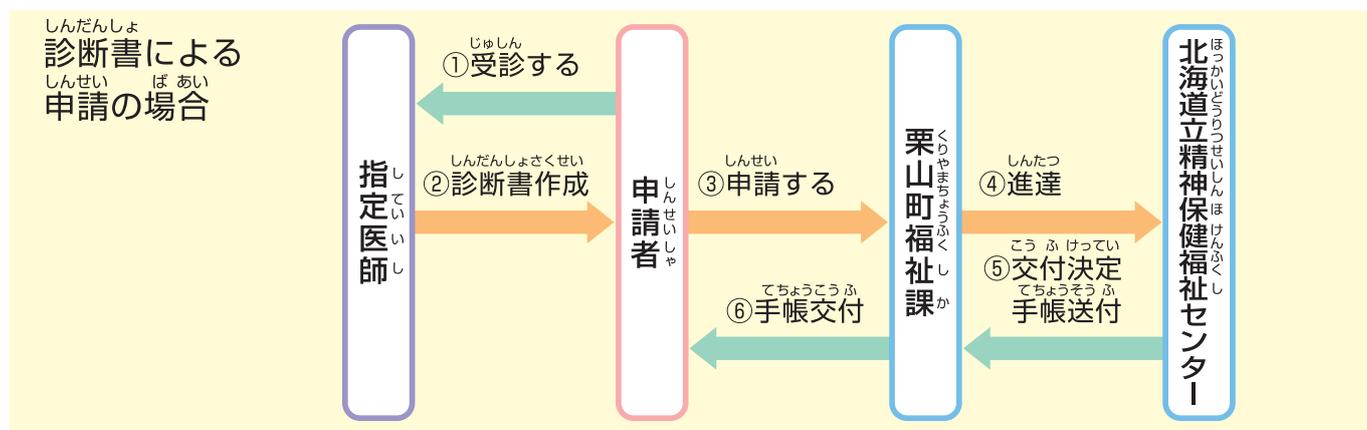
と あ さき  
問い合わせ先

ふくしか ふくし こそだ  
福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL : 0123-73-2222

### ◆精神障害者保健福祉手帳について

精神疾患のある方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方の申請に基づいて北海道知事から交付されるものです。障がいの程度は、重い方から順に、1級・2級・3級に分けられ、有効期間は2年間です。精神障がい者に関するサービスを受けるためには、原則として精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける必要があります。

### ◆精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで(交付まで2~3か月程度かかります)



● 更新：精神障害者保健福祉手帳には、「有効期限」が記載されています。更新をされる場合は、「有効期限」の3か月前から更新の申請ができます。

※住所・氏名、障がいの程度や内容等に変更があった場合、手帳を紛失・破損した場合、死亡された場合は福祉課で手続きが必要になります。

### 申請に必要なもの

- 申請書
- 写真(たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身を写したもの。1年以内のもの)
- マイナンバー
- 指定医師の診断書、または年金証書

じ り つ し え ん い り ょ う せ い ど  
**自立支援医療制度**

と あ さ き  
問い合わせ先

ふ く し か ぶ く し こ そ だ  
福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL : 0123-73-2222

こうせい いりょう いくせい いりょう せいしんつういん いりょう じりつ し えん いりょう ぼっかいどう してい い  
更生医療、育成医療、精神通院医療を「自立支援医療」といい、北海道が指定した医  
療機関で治療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担する制度です（原則1割負担）。  
受給者証の交付を受けた後、受診する医療機関、医療保険、住所などを変更する場合には、その都度申請が必要です。

じ り つ し えん い り ょ う せいしん つういん いりょう  
**自立支援医療（精神通院医療）**

せいしんしつかん つういん かが いりょうひ じ こ ぶ たんがく けいげん せい ど ゆうこう き かん ねん  
精神疾患による通院に係る医療費の自己負担額を軽減する制度です。有効期間は1年  
以内です。更新は毎年必要で、有効期間の終了する日の3か月前から申請が可能です。

しんせい ひつよう  
**申請に必要なもの**

- 申請書 ● 指定医療機関で記載された診断書
- 健康保険資格情報が確認できる書類（健康保険証・資格確認書・マイナポータルの健康保険資格画面など）
- 障害年金等の受給額が分かるもの（年金振込通知書、通帳など）

じ り つ し えん い り ょ う こうせい いりょう  
**自立支援医療（更生医療）**

しんたいしやう しゃ しょう かくじつ ちりょう こう か き たい いりょう じんこうかんせつ  
身体障がい者が、その障がいについて確実な治療の効果が期待できる医療（人工関節  
置換・腎移植・人工透析療法など）を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公  
費で負担する制度です。対象となる障がいの範囲や内容については受診先の医療機関に  
お問い合わせください。

しんせい ひつよう  
**申請に必要なもの**

- 申請書 ● 指定医療機関で記載された診断書
- 健康保険資格情報が確認できる書類（健康保険証・資格確認書・マイナポータルの健康保険資格画面など）
- 障害年金等の受給額が分かるもの（年金振込通知書、通帳など）

じ り つ し えん い り ょ う いくせい いりょう  
**自立支援医療（育成医療）**

しんたい しょう さい み まん じ どう しゅじゅつ しょう けいげん じょきよ かくじつ  
身体に障がいのある18歳未満の児童で、手術などにより障がいの軽減や除去が確実  
に期待できる方に、指定医療機関において必要な治療をおこないます。対象となる障が  
いの範囲や内容については受診先の医療機関にお問い合わせください。

しんせい ひつよう  
**申請に必要なもの**

- 申請書 ● 指定医療機関で記載された診断書
- 健康保険資格情報が確認できる書類（健康保険証・資格確認書・マイナポータルの健康保険資格画面など）

障がい者手帳  
医療費助成

## じゅう ど しん しん しょう がい しゃ い り ょ う ひ じ ょ せ い せい ど 重度心身障害者医療費助成制度

と あ さき じゅうみん ほけん か こくほ  
問い合わせ先 住民保健課 国保グループ  
TEL : 0123-73-7508

じゅうど しょう かた いりょうき かん じゅしん さい いりょうひ けんこう ほけん てき  
重度の障がいのある方が、医療機関を受診した際にかかる医療費のうち、健康保険適  
ようご じ こ ふ たん いち ぶ じょせい せいど  
用後の自己負担の一部を助成する制度です。

こうがくりょうようひ たいしやうぶん じゅういん じしよく じりょうようひ ひょうじゅんふ たんがく じ ひ しんりょう たいしやうがい  
※高額療養費の対象分や、入院時食事療養費の標準負担額、自費診療などは対象外です。

### ◆ 対象者

しんたいしやうがいしゃ て ちやう きゅう きゅう いち ぶ ないぶ しやう  
身体障害者手帳1～2級、3級の一部（内部障がい）

りやういく て ちやう はんてい  
療育手帳A判定

せいしんしやうがいしゃ ほけんふくし て ちやう きゅう  
精神障害者保健福祉手帳1級

しよとくせいげん たいしやう ばあい ぐわ と あ  
※所得制限があり、対象とならない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

## とく てい い り ょ う ひ し てい なんびやう じょ せい せい ど 特定医療費（指定難病）助成制度

と あ さき いわ み ざわ ほけんじよ  
問い合わせ先 岩見沢保健所 TEL 0126-20-0115  
いわ み ざわ ほけんじよ ゆ に ししよ  
岩見沢保健所 由仁支所 TEL 0123-83-2221

くに さだ し てい なんびやう かん かた し てい いりょうき かん ちりやう う さい けんこう ほけん てき  
国が定める指定難病に罹患した方が、指定医療機関で治療を受けた際に、健康保険適  
ようご じ こ ふ たんがく いち ぶ じょせい せいど  
用後の自己負担額の一部を助成する制度です。

### ◆ 対象者

くに し てい し てい なんびやう しん だん かた  
国が指定する「指定難病」と診断された方

### ◆ 申請先

ちよ どうりつ ほけんじよ いわ み ざわ ほけんじよ いわ み ざわ ほけんじよ ゆ に ししよ  
最寄りの道立保健所（岩見沢保健所・岩見沢保健所由仁支所）

## しやう に まん せい とく てい しつ べい い り ょ う ひ じ ょ せい せい ど 小児慢性特定疾病医療費助成制度

と あ さき いわ み ざわ ほけんじよ  
問い合わせ先 岩見沢保健所 TEL 0126-20-0115  
いわ み ざわ ほけんじよ ゆ に ししよ  
岩見沢保健所 由仁支所 TEL 0123-83-2221

しやう に まんせいとく てい しつ べい さい み まん かた し てい いりょうき かんとう ちりやう う さい  
小児慢性特定疾病に罹患する18歳未満の方が、指定医療機関等で治療を受けた際に、  
ほけんしんりやう じ こ ふ たんぶん じょせい つういん にゅういん いりょうひ ふ たん けいげん  
保険診療の自己負担分を助成し、通院・入院にかかる医療費の負担を軽減します。

### ◆ 対象者

くに し てい しやう に まんせいとく てい しつ べい しん だん かた  
国が指定する「小児慢性特定疾病」と診断された方

### ◆ 申請先

ちよ どうりつ ほけんじよ いわ み ざわ ほけんじよ いわ み ざわ ほけんじよ ゆ に ししよ  
最寄りの道立保健所（岩見沢保健所・岩見沢保健所由仁支所）

とく べつ しょう がい しゃ て あて  
**特別障害者手当** と あ さき 問い合わせ先 ぶくしか 福祉課 ぶくし 福祉・子育てグループ こそだ  
TEL：0123-73-2222

日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅重度障がい者で20歳以上の方に支給されます。基準を満たす障がい2つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。

しん せい ひつ よう  
**申請に必要なもの**

- 診断書（所定の様式のもの）
- 戸籍謄本
- 本人名義の預貯金通帳

※年金を受給している方は「年金証書」または「年金振込通知書」  
※町外から転入された方などは、「所得課税証明書」が必要となる場合があります。

しょう がい じ ぶく し て あて  
**障害児福祉手当** と あ さき 問い合わせ先 ぶくしか 福祉課 ぶくし 福祉・子育てグループ こそだ  
TEL：0123-73-2222

日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）の方に支給されます。基準を満たす障がい1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。

しん せい ひつ よう  
**申請に必要なもの**

- 診断書（所定の様式のもの）
- 戸籍謄本
- 本人名義の預貯金通帳

※年金を受給している方は「年金証書」または「年金振込通知書」  
※町外から転入された方などは、「所得課税証明書」が必要となる場合があります。

とく べつ じ どう ぶ よう て あて  
**特別児童扶養手当** と あ さき 問い合わせ先 ぶくしか 福祉課 ぶくし 福祉・子育てグループ こそだ  
TEL：0123-73-2222

法令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。

しん せい ひつ よう  
**申請に必要なもの**

- 診断書（所定の様式のもの）
- 戸籍謄本
- 本人名義の預貯金通帳

※年金を受給している方は「年金証書」または「年金振込通知書」  
※町外から転入された方などは、「所得課税証明書」が必要となる場合があります。

医療費助成／手当・年金

しょう がい ねん きん  
障害年金

しょう がい き そ ねん きん  
障害基礎年金

と あ さき  
問い合わせ先

じゅうみん ほけん か こく ほ  
住民保健課 国保グループ

TEL : 0123-73-7508

じゅきゅうよう けん  
《受給要件》

- しょう がい げんいん びょう き しょうしん び つぎ あいだ  
・ 障がいの原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間であること
  1. こくみん ねんきん かにゅう き かん  
国民年金加入期間である
  2. さいまえ または さい いじょう さい み まん ねんきん せい ど かにゅう き かん  
20歳前または60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- しょう じょうたい じゅきゅう きじゅん がいとう  
・ 障がいの状態が受給基準に該当する
- ほけんりょう のう ふ ようけん み  
・ 保険料の納付要件を満たしている

しょう がい こう せい ねん きん  
障害厚生年金

と あ さき  
問い合わせ先

いわ み ざわねんきん じ むしょ  
岩見沢年金事務所

TEL : 0126-25-1570

じゅきゅうよう けん  
《受給要件》

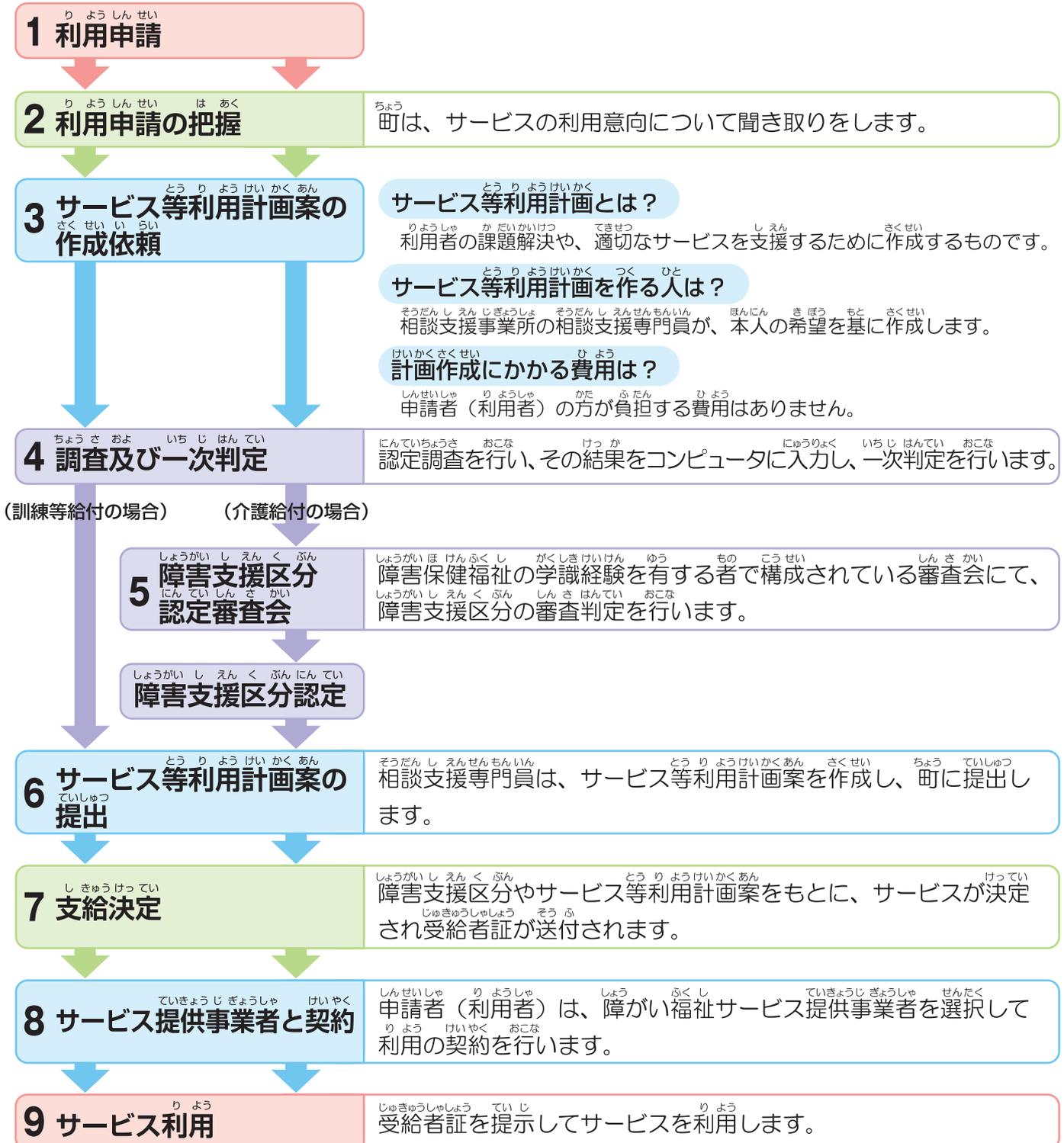
- しょう がい げんいん びょう き しょうしん び こうせい ねんきん かにゅう き かん  
・ 障がいの原因となった病気やけがの初診日が、厚生年金加入期間であること
- しょう じょうたい じゅきゅう きじゅん がいとう  
・ 障がいの状態が受給基準に該当する
- ほけんりょう のう ふ ようけん み  
・ 保険料の納付要件を満たしている



# しょう ぶく し とう 障がい福祉サービス等

しょう かの あんしん せいかつ にちじょうせいかつ し えん しゃかいさん か きかい  
障がいのある方が、安心して生活できるように、日常生活の支援や社会参加の機会  
をていきょう せいど りようしゃのしよとく おう ぶ たんじょうげんげつがく もう  
を提供するための制度です。利用者の所得に応じて負担上限月額が設けられており、  
げんそく りようしゃ ぶたん わり かいご ほけんせいど たいしじょう かの かいご ほけん  
原則として利用者負担は1割です。※介護保険制度の対象となる方は、介護保険サー  
ビスの利用が優先となります。

## しん せい り よう なが サービスの申請から利用までの流れ



※計画作成を依頼した場合には、相談支援専門員がサービス内容が適切かどうかの検証(モニタリング)を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。

てあて  
手当・年金／障がい福祉サービス等

しゅ るい  
サービスの種類

ほう もん けい  
◆訪問系サービス

サービスの名称	内 容
きょたくかいご 居宅介護 (家事援助・身体介護など)	じたく にゆうよく はい しょくじとう かいご ちょうり せんたく そうじとう か 自宅での入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家 事など生活全般にわたる援助を行います。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど しょう こうどう いちじる こんなん つね かいご ひつよう かた たい 重度の障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な方に対して、 居宅における身体介護や家事援助、外出時の移動支援などを総合的に行います。
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつし えん 重度障害者等包括支援	つね かいご ひつよう いし そつう いちじる ししょう かた たい ふくすう 常に介護が必要であり、意思疎通に著しい支障がある方に対して、複数の サービスを組み合わせて包括的に支援を行います。
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ちいき ひとりく かた たい ていきてき ほうもん そうだんたいおう 地域で一人暮らしなどをしている方に対して、定期的な訪問や相談対応な どを通じて、見守りや情報提供、関係機関との連携などの支援を行います。
どうこうえんご 同行援護	しかくしょう かた たい いどうじ しえん だいひつ だいどく ふく じょうほうてい 視覚障がいのある方に対して、移動時の支援や、代筆・代読を含む情報提 供などを行います。
こうどうえんご 行動援護	ちてきしょう せいしんしょう こうどうじょういちじる こんなん かた たい 知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難がある方に対して、 居宅内や外出時に必要な援助を行います。

にっちゅうかつどう けい  
◆日中活動系サービス

サービスの名称	内 容
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう かた にゆうよく はい しょくじ にちじょう かいご せい 常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの日常の介護や、生 産活動の機会の提供を行います。
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	かいご かた びょうき ぼ あい いちじてき しえん ひつよう かた しせつ にゅうしょ 介護する方が病気の場合などに、一時的に支援が必要な方が施設へ入所し、 入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	じりつ せいかつ しんたいきこう せいかつうりよく こうじょう ひつよう 自立した生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要 な訓練を行います。
しゅうろうせんたくし えん 就労選択支援	しょう しゃほんにん しゅうろうさき はたら かた よ せんたく しゅうろう 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメ ントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援します。
しゅうろういこうし えん 就労移行支援	しょう しゃほんにん しゅうろうさき はたら かた よ せんたく ほんにん 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人 の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援します。
しゅうろうけいぞくし えん 就労継続支援 (A型・B型)	つうじょう しゅうろう こんなん かた しゅうろう せいさんかつどう きかい ていきょう こようけいやく ていけつ 通常の就労が困難な方に就労や生産活動の機会を提供します。雇用契約を締結 し、契約に基づく賃金が支払われる「A型」と雇用契約のない「B型」があります。
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	いっばんしゅうろう いこう かた あんてい はたら つづ かんけいきかん れんけい 一般就労に移行した方が、安定して働き続けられるよう、関係機関と連携 しながら就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

きよ たく けい  
◆ 居宅系サービス

サービスの名称	内 容
施設入所支援	施設に入所する方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日を中心に共同生活を行う住居で、入浴、排せつまたは食事の介護などの日常生活上の援助を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、病院等への長期入院による医学的管理の下、機能訓練、療養上の管理、看護、介護等日常生活の支援を行います。

ち いき そう だん し えん  
◆ 地域相談支援

サービスの名称	内 容
地域移行支援	入所施設や病院などで暮らしている方が、地域での生活に移行するための住まい探しや相談支援などを行います。
地域定着支援	自宅での生活に不安や困りごとがある方が、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談や支援を行います。



障がい福祉サービス等

ち いき せい かつ し えん じ ぎょう  
地域生活支援事業

サービスの名称	内 容
移動支援	屋外での移動に困難がある方に対して、買物、余暇活動など、社会生活を営む上で必要な外出のための支援を行います。
日中一時支援	障がいのある方が、家族の都合などにより一時的に支援が必要な場合に、事業所に通所して日中の活動の場を確保するとともに、見守りや食事・入浴等の介助を行います。
地域活動支援センター	就労が困難な方に対して、機能訓練や社会適応訓練、入浴などの支援を行い、日中活動支援を行います。

## ハローENJOY

しょうろうけいぞくしえん がた せいかつかいご  
就労継続支援B型・生活介護

🏠 栗山町字大井分108番地6  
☎ 0123-76-3656  
📠 0123-76-3764  
✉ harou-kuriyama@hop.ocn.ne.jp

たいしょう しょう ちてきしょう  
対象となる障がい 知的障がい

サービス内容及びPRポイント  
日常生活の支援や健康管理、創作活動、各種軽作業、清掃業、坂本九記念館管理委託業務など、利用者の個性に応じた多彩なプログラムを提供しています。地域の人々とのふれあいを通して、誰もが理解し合える社会づくりに貢献しています。

アットホームで安心して通える環境です。スタッフが丁寧に寄り添い、個別の目標に合わせて支援し、「できた！」を積み重ねることで、自信と笑顔が増えていきます。あなたも、私たちといっしょに“ENJOY”してみませんか？



## ハローENJOY助歩栗山

しょうろうけいぞくしえん がた せいかつかいご  
就労継続支援B型・生活介護

🏠 栗山町中央3丁目57番地1  
☎ 0123-72-8386  
📠 0123-76-9001  
✉ hello-job-kuriyama@tune.ocn.ne.jp

たいしょう しょう ちてきしょう  
対象となる障がい 知的障がい

サービス内容及びPRポイント  
B型では、一人ひとりの働く意欲や能力に合わせた分別作業や下請け作業を提供しています。生活介護では、日々の生きがいの場となるようなレクリエーションや生産活動を提供しています。スタッフや利用者同士の会話が弾む楽しい雰囲気魅力です。

助歩には、JOB（働く）・ジョブコーチ・共に助け合い、歩むという意味が込められています。駅前通りに事業所を構え、公共交通機関での通勤も便利です。手芸品や食品（豆腐・うどん・おからクッキー）の販売をしていますので、お気軽にお越し下さい！



# ハローENJOYつぎたて5

しゅうろう けいぞく し えん がた せいかつ かいご  
就労継続支援B型・生活介護

🏠 くり やまちょうあざ つぎたて ばん ち  
栗山町字継立270番地  
☎ 0123-75-2688  
📠 0123-75-2766  
✉ tugitate5@sirius.ocn.ne.jp

たいしょう しょう ち てきしょう  
対象となる障がい 知的障がい

サービス内容及びPRポイント  
生活介護では、企業の下請けや地域交流活動、レクリエーションなどをつうじて、生活の質の向上を目指しています。B型では、豆腐や生うどんの製造販売や企業と業務委託契約を結ぶことで、スキルアップや社会参加を支援しています。

施設名の「5」は、法人として5番目に開所した事業所であると同時に「ゴー（GO）」という意味が込められています。利用者が前向きに、毎日笑顔で気軽にかよってきてもらえるよう、一緒に楽しんでいきたいと思ひます。



# ワークサポートくりまる

しゅうろう けいぞく し えん がた  
就労継続支援B型

🏠 くり やまちょうちゅうおう ちょう め ばん ち  
栗山町中央2丁目345番地1  
☎ 0123-76-7207  
📠 0123-76-7207  
✉ kuriyama.kurimaru@gmail.com

たいしょう しょう ち てきしょう せいしんしょう  
対象となる障がい 知的障がい・精神障がい

サービス内容及びPRポイント  
高齢者向けのお弁当を作成しています。毎日仕事があるため、工賃が安定しているのが強みです。他にカフェ運営、小物作成、パソコン作業などを行っています。「得意なことを仕事にする」を大切に、メリハリをつけて楽しく仕事をしていきます。

平日9時～15時の間で短時間利用も可能で、送迎・昼食（一部有料）のサービスがあります。一般就労へのステップアップに向けた支援もしています。「料理はハードルが高い！」と思うかもしれませんが、作業は細かく分かれているので、できる仕事は必ずあります。まずは気軽にお問合せください！



障がい福祉サービス事業所一覧

## ワークセンター栗の木

しゅうろう けいぞく し えん がた  
就労継続支援B型

🏠 栗山町湯地60番地8

☎ 0123-72-4073

📠 0123-72-4073

✉ npo-kurinoki@taupe.plala.or.jp

たいしやう しやう しんたいしやう ち てきしやう せいしんしやう  
対象となる障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい

ないやうおよ  
サービス内容及び  
PRポイント

パンとお菓子の製造販売、コーヒー豆の焙煎販売を行っています。障がい特性や体調に合わせ、仕事を柔軟に設定し、前向きに取り組めるように支援しています。スタッフは女性が多く、優しく親身に接しています。イベント販売にも積極的に参加しています。

りやうしゃどうし なか よ たが にがて ぶ ぶん おきな す  
利用者同士の仲が良く、互いの苦手な部分を補いながら過ごしており、昼休みには趣味の話で盛り上がります。登山やバーベキュー、バス旅行など楽しい時間を過ごせるよう余暇活動にも力を入れています。



## グループホーム やさしい家族

きやうどう せい かつ えん じよ  
共同生活援助

🏠 栗山町松風2丁目261番地1

☎ 0123-76-7802

📠 0123-76-7802

✉ yasasiikazoku@happyt.jp

たいしやう しやう ち てきしやう せいしんしやう  
対象となる障がい 知的障がい・精神障がい

ないやうおよ  
サービス内容及び  
PRポイント

じよせいせんやう  
女性専用のアットホームなグループホームです。幅広い世代の方が生活しています。夜勤スタッフが24時間駐在し、生活全般のサポートをしています。明るく経験豊富なスタッフが、多く、食事は手作りです。外食、買い物ツアーレクもあります。

しょうてんが い やくば えき ちか べんり りつち  
商店街や役場、駅も近く、便利な立地です。「グループホームの生活に興味があるけど迷っている」「料金のことが知りたい」など、まずはお気軽にご相談ください。見学や体験宿泊も可能です。



# グループホーム ライネン

きょうどうせいかつえんじょ  
共同生活援助

🏠 くりやまちょうちゅうおう ちょうめ ばんち  
栗山町中央4丁目140番地

☎ 090-7518-9921

✉ a.igarashi@guild.or.jp

たいしょう しょう しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう  
対象となる障がい 身体障がい・知的障がい・精神障がい

ないようおよ サービス内容及び PRポイント  
せいかつこんきゅうしゃ しょう しゃ しよくほう  
生活困窮者、ホームレス、障がい者、触法者など、様々な理由で困難を抱える方が前に進むためのお手伝いをしています。札幌市に本社を構え、現在では450名程度の方が利用していますが、その中の数名が栗山町で暮らしています。

ひと かか にがて かた か こ しけん しこ かつ  
人との関わりが苦手な方や過去に事件や事故にあった方など、7名の方が生活しています。抱えている問題はそれぞれですが、地域行事に参加し、栗山町ののどかな空気に触れながら、それぞれの目標に向けて生活しています。



# たくしんそう (併設：短期入所事業所「どうぞ」)

きょうどうせいかつえんじょ たんきにゅうしょ  
共同生活援助・短期入所

🏠 くりやまちょうあざ おお い わけ ばんち  
栗山町字大井分109番地2

☎ 0123-76-3458

☎ 0123-76-3288

✉ takushinsou@tune.ocn.ne.jp

たいしょう しょう ちてきしょう  
対象となる障がい 知的障がい

ないようおよ サービス内容及び PRポイント  
ちいき しょうにんすう きょうどうせいかつ しぶん  
地域で少人数で共同生活しながら、自分で選択し、自分らしく暮らしていくことをサポートしています。金銭管理や通院のサポート、外出時の引率や余暇支援を行っています。経験豊かなスタッフが、皆さんの人生を豊かにするお手伝いをします。

けんこうめん きんせんめん はばひろ ひび けんこうかんり  
健康面と金銭面を幅広くサポートしています。日々の健康管理や通院、服薬管理のお手伝い、入院時の手続きやサポートまで行っています。料金も年金でまかなえる範囲となっており、ご家族の持ち出しはほとんどなく、安心です。



障がい福祉サービス事業所一覧

ほうもんかいご くりやま  
訪問介護ステーション くらしさ栗山

きょたくかいご いどうしえん  
居宅介護・移動支援

くりやまちょうまつかぜ ちょうめ ばんち  
栗山町松風3丁目45番地1

0123-73-6666

0123-73-6667

たいしやう しやう  
対象となる障がい

しんたいしやう ちてきしやう せいしんしやう  
身体障がい、知的障がい、精神障がい

ないやうおよ  
サービス内容及び  
PRポイント

はいせつかいじよ にゆうよくかいじよ しんたいかいご そうじ  
排泄介助や入浴介助などの身体介護、掃除や  
ちやうり かじえんじよ いどうしえん ていきやう  
調理などの家事援助、移動支援を提供してい  
ます。困難な事例でも話し合いを重ね、その  
こんなん しれい はな あかさ  
人らしい生活を維持できるように努めていま  
す。「明るく・げんき まえむ  
「明るく・元気・前向きに」をモットー  
にスタッフ一丸となつて頑張っています。



しやう も かた かか かた しえんほうほう こま  
障がいをお持ちの方への関わり方や、支援方法などにお困りの  
かた てだす いただ こま  
方の手助けをさせて頂いています。お困りのことがありましたら  
ら、お気軽に お問い合わせください。スタッフ一同、皆さまの  
お力になりたいと思っています。



ほ そう ぐ こうにゆう しゅう り  
補装具の購入・修理について

と あ さき ぶくしか ぶくし こぞだ  
問い合わせ先 福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

しんたいしょうがいしやてちょう も かた なんびょうかんじゃとう かた しんたいじょう しょう おぎな ようぐ  
身体障害者手帳をお持ちの方や難病患者等の方に、身体上の障がいを補うための用具  
(補装具)の購入・修理費を一部助成します。(一定以上の所得がある世帯は補助対象  
外となります)

げんそく ひよう わり じ こ ふ たん せ たい しょとくじょうきやうとう おう じ こ ふ たん  
原則として費用の1割は自己負担になりますが、世帯の所得状況等に応じて自己負担  
金の上限額が設定されています。

- 補装具の購入・修理の助成を受けるには、購入・修理前の申請が必要となります。購入後に  
りようしゅうしょてんぶが しんせい きゆうふ  
領収書添付で申請されても給付できません。
- 補装具の種類により、必要書類が異なります。また、それぞれの対象者や性能、補助の基準  
額については、細かい基準がありますので、事前にお問い合わせください。
- 介護保険等他の制度により給付が可能な場合にはこの制度の対象となりません。

り よう しゃ ふ たん じょう げん がく  
●利用者負担の上限額

所得区分	要件 (世帯の収入状況)	負担上限月額	備考 (付属提出書類等)
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし	—
低所得	市町村民税非課税世帯	0円・自己負担なし	—
一般	市町村民税課税世帯	37,200円	本人又は世帯員のいずれかが町民税 所得割46万円以上課税の場合、支給 対象外となります。

※「世帯」とは、給付を受ける方が18歳以上の場合は、受給者本人及び同じ世帯の配偶者、18歳未満の場合は、住民票上の  
すべての方をいいます。

※基準額が定められている補装具については、基準額を超える分は、自己負担となります。

しん せい ひつ よう  
申請に必要なもの

- 印鑑 ●身体障害者手帳 ●マイナンバーカード
- 難病患者等であることが確認できるもの  
(特定疾患医療受給者証など) ●見積書
- 医師の意見書  
(補装具の種類に応じて必要になります。  
書式は福祉課にあります。)



ほ そう ぐ いち らん  
●補装具一覧

しゆ むく 種 目	ない よう 内 容	しきゆうたいたしやうしゃ 支給対象者 (身体障害者手帳の目安)
ぎし ぎしゆ ぎそく 義肢 (義手、義足) ※殻構造、骨格構造	せつだん により 四肢の一部を欠損した場合、元の手足の形態又は機能を復元するために、装着、使用する人工の手足。	したいふじゆう 肢体不自由 ※対象部位が含まれていること
そうぐ 装具 (下肢、靴型、体幹、 上肢)	四肢・体幹の機能障がい の軽減を目的として使用する補助器具。	したいふじゆう 肢体不自由 ※対象部位が含まれていること
ざいほじそうち 座位保持装置	機能障がい及び身体の変形に対応できるように、脱着可能な各種アタッチメントを使用し身体と密接な適合を図る装置。	したいふじゆう 肢体不自由 ※四肢 (両上下肢) 及び体幹障がい
ざいほじいす 座位保持椅子	体幹・股関節等を固定させるためのパッド等の付属品を装着し、座位保持を可能とする機能を有する用具	したいふじゆう たいかんしょうがい 肢体不自由 (体幹障がい等) ※身体障がい児が対象
くるま 車いす (普通型、手押し型、 駆動型など)	歩行機能を失った重度の肢体不自由等の歩行機能を代償する為の移動機器 (用具)。	●したいふじゆう かし 肢体不自由 (下肢)、 体幹1～2級相当 ●ないぶしょうがい じんぞう せききゅうき 内部障がい (心臓・呼吸器) 1級相当 ※詳細はご相談ください。
でんどうくるま 電動車いす (普通型、簡易型など)	従来の手動式車いすが全く使えないか、あるいはその操作が著しく困難な重度障がい者を対象にしたもので、推進力源をバッテリー電源とする電動機 (モーター) の出力による車いす。	●したいふじゆう しょうじゆうしよ じゆうど 肢体不自由 (両上肢 (重度) + 両下肢又は体幹1～2級相当) ●ないぶしょうがい じんぞう せききゅうき 内部障がい (心臓・呼吸器) 1級相当 ※詳細はご相談ください。
ほごうき 歩行器 (六輪型、四輪型、固 定型など)	下肢麻痺や下肢筋力低下等のため不安定歩行などがある場合、下肢の支持力を上肢で代償する目的で使用される用具。	したいふじゆう かし たいかん 肢体不自由 (下肢、体幹)
し かくしやうがい 視覚障害者安全つえ (普通用、携帯用、身 体支持併用)	前方の障がい物に、直接身体がぶつからないように保護し、路面の質や状態を触覚的に知り歩行上の手掛かりとし、足元の段差等を発見する。車の運転手や通行人に視覚障がい者であることを知らせる。	し かくしやう 視覚障がい
ほごうほじょ 歩行補助つえ (松葉杖、ロフトランド・ クラッチ、多点杖など)	手に持って歩行の助けとするもの。	したいふじゆう かし たいかん 肢体不自由 (下肢、体幹)
ほちやうき 補聴器 (ポケット型、耳かけ型、 耳あな型など)	音を聞き分ける機能が低下した場合に、社会生活に必要な音や言葉を電氣的に増幅拡大するなど、聞き取りをよくする調節機能を備えた装置。	ちやうかくしやう 聴覚障がい
ぎ がん 義眼 (普通義眼、特殊義眼、 コンタクト義眼)	眼球内容除去、眼球摘出を行ったあと、又は疾病のための眼球萎縮及び先天性無眼球による、結膜の囊の変形を防止し容姿を整えるため用いる。	し かくしやう 視覚障がい
めがね 眼鏡 (矯正眼鏡、遮光 眼鏡、コンタクトレンズ、 弱視眼鏡)	光の眩しさを遮るためや、光線の焦点が網膜で正しく結ばない (異常屈折) 場合や、視力が弱いために用いるもの。	し かくしやう 視覚障がい
じゆうどしょうがいしやう 重度障害者用 意思伝達装置	重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な方が使用する装置。	りやうじゆう かし およ ぶんせい げんご きのう 両上下肢及び音声・言語機能障がい等

# 日常生活用具給付事業

と あ さい  
問い合わせ先

ふくしか 福祉課  
ふくし 福祉・子育てグループ  
TEL: 0123-73-2222

在宅の重度障がい者（児）や難病患者等の方の日常生活の利便を図るために日常生活用具費を一部助成します。（一定以上の所得がある世帯は補助対象外となります）原則として費用の1割は自己負担になりますが、世帯の所得状況等に応じて自己負担金の上限額が設定されています。

- 購入後は給付の対象となりませんので、必ず購入前に申請してください。
- それぞれの対象者や性能、補助の基準額については細かい基準がありますので事前にお問い合わせください。
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修）については、他に必要な書類がありますので事前にお問い合わせください。

## 利用者負担の上限額

所得区分	要件（世帯の収入状況）	負担上限月額	備考（付属提出書類等）
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし	—
低所得	市町村民税非課税世帯	0円・自己負担なし	—
一般	市町村民税課税世帯	37,200円	本人又は世帯員のいずれかが市町村民税所得割46万円以上課税の場合、支給対象外となります。

※「世帯」とは、給付を受ける方が18歳以上の場合は、受給者本人及び同じ世帯の配偶者、18歳未満の場合は、住民票上のすべての方をいいます。

※日常生活用具には、それぞれに基準額が定められており、基準額を超える分については、自己負担となります。

## 申請に必要なもの

- 印鑑
- 身体障害者手帳
- マイナンバーカード
- 難病患者等であることが確認できるもの（特定疾患医療受給者証など）
- 見積書 ※医師意見書等が必要な場合があります。

## 日常生活用具の例

ストマ用装具	人工肛門又は人工膀胱造設者。
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）及び難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある方。ただし原則として3歳以上。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、
電気式たん吸引器	必要と認められる方及び難病患者等で呼吸機能に障がいのある方。

## 有料道路通行料金の割引

問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL: 0123-73-2222

障がい者が運転または同乗して、高速道路などを利用する場合に、通行料金が通常料金の半額になります。割引の利用には有効期限があり、期限の2ヵ月前から更新手続きが可能です。ご自身で期限をご確認の上、余裕をもってお手続きください。

### ◆対象者

手帳の種類	種別	割引対象
身体障害者手帳	第1種	本人・介護者が運転する場合
身体障害者手帳	第2種	本人が運転する場合
療育手帳	第1種	本人・介護者が運転する場合



### ◆オンライン申請

ETCの利用登録をする場合、オンライン申請も可能です。



## 福祉ハイヤー利用料金助成

問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL: 0123-73-2222

歩行が困難な方や、人工透析のために町内の医療機関へ通院している方を対象に、生活圏の拡大と福祉の増進のため、ハイヤー料金の一部を助成します。

### ◆対象者

住民税非課税世帯に属する方で、以下のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1～2級の下肢・体幹機能または視覚に障がいのある方
- 身体障害者手帳1～2級の腎臓機能障害による人工透析を受けている方  
(町内の医療機関に通院している方のみ)
- 療育手帳A判定の方

### ◆助成内容

初乗り料金分(600円)のチケットを、年間24枚交付します。

# 精神障がい者通所交通費助成

問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

精神に障がいのある方の社会参加を応援するため、障がい福祉サービス事業所などへ送迎を利用せず、自分で通所している方に対して、交通費の一部を助成します。

## ◆対象者

町内に住所および居住地があり、精神に障がいのある方で、就労継続支援事業所など、精神障がい者の社会参加を促進する事業所に通所している方

# 特定疾患患者等通院費助成

問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

特定疾患や人工透析の治療のために町外の医療機関へ通院している方に対し、交通費の一部を助成します。

## ◆対象者（下記のいずれかに該当）

- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- 町外の医療機関で人工透析を受けている方
- 上記の方に付き添って通院する介護者で、医師が付き添いを必要と認めた場合



# 自動車改造費助成

問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

身体に障がいのある方が、就職や社会で活動するために自動車運転免許を取得する人の取得費用の一部を助成します。免許を取得する前に申請が必要です。

## ◆対象者

- 身体障害者手帳4級以上をお持ちの方
- 過去6年以内に同制度の助成を受けたことがない方

# 自動車運転免許取得費助成

問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

身体に障がいのある方が、就職や社会で活動するために自動車運転免許を取得する人の取得費用の一部を助成します。免許を取得する前に申請が必要です。

## ◆対象者

- 身体障害者手帳4級以上をお持ちの方
- 過去6年以内に同制度の助成を受けたことがない方



# 交通機関の運賃割引

種別に応じて、電車運賃、バス運賃、タクシー運賃、国内の航空旅客運賃などが割引になります。公共交通機関の交通費等の割引を受けることができます。割引の対象や内容についての詳細は、各社交通機関へお問い合わせください。

## JR運賃

種別	対象者	乗車券種別	割引率
第1種	手帳をお持ちで、片道101km以上の区間を単独で利用される方	普通乗車券	5割引
	手帳をお持ちの方及び介護者1名	普通乗車券、普通回数乗車券、普通急行券、定期乗車券	
第2種	手帳をお持ちで、片道101km以上の区間を単独で利用される方	普通乗車券	
	12歳未満で手帳をお持ちの方及び介護者1名	定期乗車券	

## バス運賃

対象者	割引内容	手続き内容
第1種の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方	本人・介護者ともに5割引	乗車料支払窓口・車内で手帳提示
第2種の身体障害者手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人のみ5割引	

# 駐車禁止等除外指定車標章

問い合わせ先

栗山警察署 交通課

TEL : 0123-72-0110

警察署への申請により交付されます。この標章を車両の見やすい場所に掲示することで、一定の条件下で、通常であれば駐車が禁止されている場所に一時的に駐車することが認められます。詳しくはお問い合わせください。

# 税金・使用料の減免

## 税金の控除・減免

※この税金の控除を受けようとする場合、勤務先又は年金の支払者からの報告がない場合は、毎年税務署での確定申告又は役場での町・道民税申告が必要です。

### 所得税

問い合わせ先

いわみざわぜいむしょ

TEL：0126-22-0810

障がい者が、12月31日現在において、所得税の納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合に、次の額の控除が受けられます。

障害者控除	特別障害者控除
(1) 3級～6級までの身体障害者手帳をお持ちの方 (2) B判定の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより知的障がいと判定された方等 (3) 2級・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(1) 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (2) A判定の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより重度の知的障がいと判定された方等 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。 ※控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合には、75万円が控除されます。

### 住民税(町道民税)

問い合わせ先

ぜいむか

課税グループ TEL 0123-73-7505

障がい者が、12月31日現在において、住民税の納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合に、次の額の控除が受けられます。

障害者控除	特別障害者控除
(1) 3級～6級までの身体障害者手帳をお持ちの方 (2) B判定の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより知的障がいと判定された方等 (3) 2級・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(1) 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (2) A判定の療育手帳をお持ちの方、精神保健指定医などにより重度の知的障がいと判定された方等 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円が控除されます。 ※控除対象配偶者又は扶養親族が同居の場合には、53万円が控除されます。
本人の合計所得金額が125万円以下であるときは非課税となります。	

※所得税の確定申告又は、勤務先での年末調整で障害者控除を受けた方は、手続きは不要です。

### 相続税

問い合わせ先

いわみざわぜいむしょ

TEL：0126-22-0810

障がい者が相続により財産を取得する場合、手帳の等級に応じて控除が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

## 自動車取得税・自動車税・軽自動車税の減免

### ◆減免の対象となる障害者手帳の範囲

- 療育手帳 A判定
- 精神障害者保健福祉手帳 1級
- 身体障害者手帳（下記のとおり）

視覚障がい	1～3級、4級の一部	平衡機能障がい	3級
聴覚障がい	2・3級	音声機能障がい	3級（喉頭摘出によるものに限る） ※障がい者本人の運転に限る
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上肢 1級、2級の一部</li> <li>● 下肢 1～6級 ※障がい者本人運転以外は、1～3級</li> <li>● 体幹 1～3級、5級 ※障がい者本人運転以外は、1～3級</li> <li>● 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい 上肢機能 1・2級（一上肢のみの機能障がいを除く） 移動機能 1～6級 ※障がい者本人運転以外は1～3級（一上肢のみに運動障がいがある場合を除く）</li> </ul>		
内部障がい	1～3級、4級の一部		

※減免は、個別の障がいの等級によって判断しますので、身体障害者手帳の等級が、複数の障がいを併せて該当する等級となっている場合には、減免の対象とならないことがあります。

### ◆減免の対象となる自動車

- 障がい者本人が所有している、または障がい者と生計を同一にする人が所有している自動車
- 障がい者のみで構成されている世帯で所有している自動車
- その他、障がい者の通院等のために運転する自動車

問い合わせ先 (自動車税) 北海道空知総合振興局 納税課 TEL 0126-20-0056  
(軽自動車税) 税務課 課税グループ TEL 0123-73-7505

## NHK放送受信料の減免

全額免除	半額免除
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者（身体・知的・精神）が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視覚・聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合</li> <li>● 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳をお持ちの障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合</li> </ul>

事前に福祉課で申請手続きが必要です。

問い合わせ先 福祉課 福祉・子育てグループ TEL 0123-73-2222

## 携帯電話の割引

携帯電話各社では、障がいのある方を対象とした割引サービスを実施しています。内容や必要な書類は各社で異なりますので、詳しくはご利用中の携帯電話会社にお問い合わせください。

しゅ わ かい  
くりやま手話の会

と あ さき  
問い合わせ先

ふくしか 福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL: 0123-73-2222

ねん そうりつ ちょうかく しょう かつ たの し  
1979年に創立し、聴覚に障がいのある方とともに手話の楽しさを知ってもら  
うことを大切にしているサークルです。実用的な手話の学習だけでなく、交流会  
かつどう とお ぶん か れきし まな  
や活動を通してろう文化や歴史についても学んでいます。

かつ どう び まいしゅうきんよう び  
◆活動日 毎週金曜日 19:00~20:30

かつどう ば しょ くり やまちょうそうごう ぶくし  
◆活動場所 栗山町総合福祉センター「しゃるる」



くり やま ちょう しん たい しょう がい しゃ ぶく し きょう かい  
栗山町身体障害者福祉協会

と あ さき  
問い合わせ先

ふくしか 福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL: 0123-73-2222

くり やまちょうしん たいしょうがいしゃ ぶく し きょうかい くり やましんしょうきょうかい ちょうない す しんたい しょう  
栗山町身体障害者福祉協会（栗山身障協会）は、町内にお住まいの身体に障が  
いのある方が会員となり組織し運営している団体です。昭和28年に設立され、  
これまで会員が気軽に集える交流会の開催や社会への参加を目指す活動などを行  
かいてん きがるとど ころりゅうかい かいさい しゃかい さんか めざ かつどう おこな  
っています。また、賛助会員として障がい者福祉に理解のある方も会員になるこ  
とができます。

くり やま ちょう て いく せい かい  
栗山町手をつなぐ育成会

と あ さき  
問い合わせ先

ワークセンター栗の木内  
TEL: 0123-72-4073

くり やまちょうて いく せい かい へいせい ねん がつ せつりつ しょう  
栗山町手をつなぐ育成会は平成14年4月に設立され「どんな障がいがあっても、  
生まれ育った地域で普通に暮らしたい」という願いのもと、現在約30名の会員  
さんで成り立ち、法人では就労継続支援B型事業所「ワークセンター栗の  
き うんえい  
木」を運営しています。

くり やま

# 栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」

と あ さき  
問い合わせ先

ふくしか ふくし こそだ  
福祉課 福祉・子育てグループ

TEL : 0123-73-2222

視覚障がいのある方や高齢で文字を読むことが難しい方に声で情報とぬくもりを届けるボランティアグループです。平成10年から活動を始め、町の広報誌を音声で届ける「声の広報くりやま」の制作や安否確認・交流、個人宅への訪問などを行っています。

しょう

しゃ か ぞく かい

## 障がい者家族会

かい

## よつば会

と あ さき  
問い合わせ先

ふくしか ふくし こそだ  
福祉課 福祉・子育てグループ

TEL : 0123-73-2222

平成9年に設立し、家族同士のつながりを大切にしています。偶数月第3水曜日に開く例会や、社会福祉協議会が開催するふれあい広場への参加などを通して、精神障がい当事者の家族の親睦を深め、地域社会を明るくすることを目的として活動しています。



障がい者団体



# サービスの種類（主なもの）

## ◆ 障害児通所支援

サービスの名称	内容
児童発達支援	0歳から就学前までの障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが、通所により日常生活における基本的な動作や集団生活への適応力を身につけられるよう支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもや発達に特性のある子どもに対し、放課後や長期休暇中に、地域社会との交流の促進や、生活能力の向上のために必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいや発達に特性のあるお子さんが、子ども園や学校などの集団生活を営む施設を利用する際に、専門職が施設を訪問し、集団生活に適応できるよう支援を行います。



子どもが受けられるサービス

# 子どもが受けられるサービス

## 栗山町子ども発達サポートセンター

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

栗山町朝日4丁目9番地36

0123-73-2260

0123-73-2261

### 利用対象者

発達に心配のあるお子さん  
障がいのあるお子さん

### サービス内容及びPRポイント

専門のスタッフがお子さんの発達についての相談を受け、ことばや運動、コミュニケーションスキルなど、発達に応じた個別・集団での支援を提供しています。保育園などを訪問し、お子さんの集団生活の支援や、先生方への助言も行っています。



「ことばが遅い」「かんしゃくを起こす」など、お子さんによって心配な点は様々です。発達サポートセンターでは、専門スタッフが一人ひとりに合わせたプログラムを組み、『楽しい』『また来たい』と思ってもらえるオーダーメイドの支援を提供しています。

## 児童発達支援・放課後等デイサービス すくすく

児童発達支援・放課後等デイサービス

栗山町中央2丁目345番地1 ロッジ栗の木1階

0123-76-7501

0123-76-7501

sukusuku615@outlook.jp

### 利用対象者

発達に心配のあるお子さん  
障がいのあるお子さん

### サービス内容及びPRポイント

発達に心配のあるお子様を対象に、生活動作や集団でのコミュニケーション習得を支援しています。午前は無就学児の児童発達支援、午後は小学生～18歳を対象とした放課後等デイサービスを実施しています。スタッフも元気いっぱい活動しています。



お子様の発達に不安のある保護者の方は、まずはお電話にてお問い合わせください。見学につきましても、お気軽にご相談ください。皆様からのご連絡をお待ちしております。

# 子ども発達・療育支援事業

お問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ

TEL：0123-73-2222

発達や療育支援の必要がある児童およびその保護者に対して、児童通所サービスの利用料や交通費、療育・発達支援を目的とした通院に係る交通費を助成します。

## ◆児童通所サービスの利用料の助成対象者

町内に住所および居住があり、児童発達支援および放課後等デイサービスを利用している児童

## ◆療育・発達支援を目的とした町外医療機関への通院、町外の障がい児通所支援事業所への通院に係る交通費の助成対象者

町内に住所および居住がある児童および保護者1名

※町内事業所の利用に係る交通費の助成はありません。

# 軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

お問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ

TEL：0123-73-2222

聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴がある満18歳未満のお子さまの補聴器の購入または修理にかかる費用を助成します。

## ◆対象者

- ・町内に住所があり、申請日の時点で満18歳未満であること
  - ・聴覚障がいに係る身体障がい者手帳の交付を受けていないこと
  - ・医師が作成した意見書により、以下の条件に該当すると判断されていること
- ① 一時的な聴力低下ではなく、治療によって聴力が回復する見込みがないこと
  - ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上であること
  - ③ 補聴器の装用により、一定の効果が期待できること



子どもが受けられるサービス

## 手話通訳者の派遣

お問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

聴覚や言語、音声機能に障がいのある方が社会生活を円滑に送るために、手話を用いて情報を伝える通訳者を派遣する制度です。病院や学校など、様々な場面において利用することができます。利用される際には、事前の申し込みが必要となります。

### ◆対象者

聴覚や言語、音声機能に障がいのある身体障がい者

## 遠隔手話通訳サービス

お問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

タブレットやスマートフォン、パソコンなどのビデオ通話機能を用いて、通訳者が現場にいなくてもリアルタイムで手話通訳を受けることができるサービスです。利用される際には、事前の申し込みが必要となります。

### ◆対象者

聴覚や言語、音声機能に障がいのある身体障がい者

## 町指定ごみ袋の配付

お問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ  
TEL：0123-73-2222

紙おむつや尿取りパットを使用している障がいのある方や、介護認定を受けている方がいる世帯に、町指定ごみ袋を配付しています。

### ◆対象者

- 介護認定を受けている方がいる世帯
- 障がい者手帳を所持している方がいる世帯

### ◆配布枚数

- 紙おむつ使用者  
1 か月につき 10 枚（燃やせるゴミ袋・35L用袋）  
または 1 か月につき 5 枚（燃やせるゴミ袋・50L用袋）
- 尿取りパッド使用者  
1 か月につき 5 枚（燃やせるゴミ袋・35L用袋）

### ◆配布期間

4月・8月・12月の3期にそれぞれごみ袋を配付します。（最大4か月分）

## 申請に必要なもの

- 対象者であることを確認できるもの（介護保険証、障がい者手帳）
- 紙おむつなどを購入したことが確認できるもの（領収書やレシート）

# 緊急通報装置設置事業

お問い合わせ先

地域包括支援センター

TEL: 0123-73-2255

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方が、慢性疾患や整形疾患などにより日常生活において見守りが必要な方への緊急時の不安を解消し、安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報装置の設置を実施しています。

## 対象者

概ね65歳以上の方で①および②の両方を満たす方、または③の要件を満たす方

①心臓疾患、高血圧などの慢性疾患や整形疾患などにより日常生活上、注意を要する状態にある方

②世帯の状況が次のいずれかに該当する方

●ひとり暮らし（90歳以上の方は健康状態問わず対象）

●同居人はいるが、同居人も日常生活上、注意を要する状態にある方

●同居人はいるが、同居人が定期的・継続的に仕事などで概ね半日以上外出するために、ひとりで生活することになる方

③障がい者のみの世帯で、日常生活上、注意を要する状態にある方

# 障がい者除雪費用助成事業

お問い合わせ先

福祉課 福祉・子育てグループ

TEL: 0123-73-2222

障がいのある方が自宅周辺の除雪を事業者に委託する際に、自ら行うことができない範囲の除雪・排雪や屋根の雪下ろしにかかる費用の一部を助成します。

## 対象世帯

①～④のすべてに該当し、⑤または⑥のいずれかに該当する世帯

①町民税非課税の世帯

②町税などの滞納がない世帯

③同一町内会、自治会に65歳未満の子がいない世帯

④町内会、自治会単位、団地単位などで共同負担により除雪を行っていない世帯

●次のいずれかに該当する世帯

⑤世帯全員が上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）

もしくは知的障がいのある50歳以上の方のみの世帯

⑥生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能に障がい（1・2級）

もしくは知的障がいのある一人暮らしの世帯

## 助成額

除雪などに係る費用の7割（生活保護世帯は9割）相当を助成

※限度額があります。詳細はお問い合わせください。

その他の支援

